

【日 時】 平成30年3月22日（木）午後3時～午後5時

【場 所】 宝塚市役所 3階 特別会議室

【出席委員】 8名（欠席 0名）

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 渡部 美和子 田中 達夫（敬称略）

【事務局】 近成総務部長 藤本行政管理室長 中西契約課長
契約課課員（岩室、池本、杉本、古谷）

【開催形態】 公開（傍聴人3名）

【進 行】

1 開会

- (1) 市長あいさつ 〈省略〉
- (2) 委員委嘱 〈省略〉
- (3) 各委員等紹介 〈省略〉
- (4) 委員長及び委員長職務代理者選出 〈省略〉
- (5) 諮問 〈省略〉

2 審議会の成立

宝塚市公契約条例検討委員会委員8名全員出席のため、宝塚市公契約条例検討委員会規則第5条第2項の規定により、今回の委員会は成立しています。

3 傍聴等の取り扱い

審議の傍聴の取り扱いは、原則として公開とし、傍聴を認めることとします。
また、会議の結果もホームページ等で公開します。

4 議題

(1) 議題1 宝塚市の契約の状況について

- 1 契約件数及び内訳、平均落札率（平成28年度 契約課契約全体）
- 2 平成28年度 工事一覧
- 3 契約状況抜粋（工事及び業務委託、直近2年間）
- 4 入札契約制度の変遷、及び来年度の制度改正の内容

(2) 議題2 公契約条例の形態について

賃金条項設定型・理念型、メリット・デメリット、該当市

(3) 議題3 他市の公契約条例の事例、及び本市の昨年の公契約条例案について

【審 議】

委員長： それでは本日の会議をはじめます。

まず、議案1号に入りたいと思いますが、先程諮問を受けました「宝塚市公契約条例案の骨子」を検討するに当たりまして、本日は初回ですので、宝塚市の契約の現状や、そもそも公契約条例というものはどのような条例であるのか、また、他市の公契約条例の事例などについて説明を受けることを中心に進めたいと思います。

諮問の趣旨及び議案第1号の「宝塚市の契約の現状」について事務局から説明をお願いします。

事務局： お手元に諮問書のコピーが有ると思いますのでご覧ください。読み上げます。

(諮問趣旨読み上げ)

続きまして本日の議題について説明してまいります。

まず、議題1の資料について、本市の契約の状況に関してお示ししておりますので順番に説明してまいります。

- 1 契約件数及び内訳、平均落札率
- 2 平成28年度 工事一覧
- 3 契約状況抜粋
- 4 入札契約制度の変遷及び来年度の制度改正の内容
(各資料により説明)

議題1についての説明は以上です。

委員長： 事務局から説明がありましたが、ご質問等がありますか。

委員： 平成28年度工事一覧において、総発注件数に対しての発注金額は記載されているが、市外11件と市内97件のそれぞれの発注金額が記載されていないがこれは意図的か。

事務局： 決して意図的ではなく、全体の件数のボリュームをお示しするつもりで資料を作成しておりました。後程、それぞれの金額を集計してお伝えします。

委員長： この委員会中に金額を示してください。他にご意見はございませんか。

事務局： ここで資料の訂正があります。平成29年度契約状況抜粋（業務委託・設計金額1,000万円以上）の資料で市内業者受注と市外業者受注の金額の累計が逆になっておりました。申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

委員： 資料にページを付けていただかないとわかりにくいです。

事務局： 申し訳ございません。次回からページを入れさせていただきます。

委員： 契約件数及び内訳、平均落札率の資料の中で委託の方が工事に比べて不調が多いように思えるが何か理由があるのか。

事務局： 工事に関しては、来年度からは予定価格が事後公表となりますが、この資料は平成28年度時点のもので、工事に関しては予定価格を事前に公表しております。一方、業務委託に関しましては、予定価格を非公表としておりますので、それが要因ではないかと思われます。

委員： 予定価格が低いからではないのか。各労務単価が一定示されている工事と比べて、業務委託は前年度実績で予定価格が決まっていくので予定価格が低く設定されてしまうという話をよく聞く。

委員： 契約不調となった場合、その不調となった事業はどうなるのですか。

- 事務局： 契約課に依頼があった案件で不調となった場合、担当課に一旦返し、予算が不足していると思われる案件では、仕様内容を絞ったり、予算を流用し予算額を増やす等の対策を講じる場合が多いです。事業自体を中止してしまうことは稀です。
- 委員： 工事の設計書には市がして欲しい内容を盛り込むが、予算があるので全てを盛り込めないで、その他工事とすることがあり、業者側は全体像が見えないので入札できない。結果、不調になる。委託に多いのは、その他一式が多くなり不調となる。
- 委員長： このことについて、事務局から何かありますか。
- 事務局： 不調に関しては、ご意見いただいた要素もありますが、指名競争入札であれば予定価格に応じた業者数を指名するのですが、業務繁忙で対応できないとか配置する技術者がいないことを理由として入札を辞退され、結果的に応札者が1者ないしは応札者が無く、不調となる場合も多々ございます。
- 最低制限価格を設定する案件では、全者が最低制限価格を下回り、不調となる案件もございます。
- 委員： その割合はどのくらいですか。
- 事務局： 今回の資料ではそこまでお調べできておりません。
- 委員長： 次回までにその割合を調べてお示してください。
- この議題にあまり時間をかけることができませんが、一点、契約件数が単年度では示されていますが、どのように推移してきているのかとか、落札率がどのように推移してきているのかといったことの情報を共有していただきたい。
- 市内資格業者数が少ない案件では、どういう条件を満たせていないのか。
- 事務局： 例えば、空調工事であれば建設業法上の工種は管工事となり、土木工事と比較して業者数が少なく、資料の5行目ではこの規模の案件を受注可能な事業者が、市内では1者しかないとか、建築工事においても金額によって特定が求められる場合には極端に業者数が少なくなります。
- 委員長： 参加条件を満たさない場合は、傾向があるわけではなく、工種によって業者数に違いがでるということですか。
- 事務局： 工種と金額によって対象業者数に差異が生じます。
- 宝塚市は歴史的に植木産業が盛んな街ですので、土木や造園の業者数は多いのですが、基本的には住宅都市ですので、それ以外の事業者数は少なくなっています。
- 委員長： それでは、次の議題に移ります。議題2号について事務局説明をお願いいたします。
- 事務局： 「公契約条例の形態」について、賃金条項設定型・理念型、それぞれのメリットやデメリットなどについて、資料により説明）
- 議題2についての説明は以上です。
- 委員長： 主要論点になる議題になろうかと思っておりますので、少し時間をとって議論したいと思います。ただいまの、説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたら発言ください。
- 委員： 論点が外れるかもしれませんが、以前の条例案のパブリック・コメントの際の意見要望が200数件あったかと思っておりますが、その意見の集約したものに対する審議もやっていますか。
- 事務局： はい、当然その件についても行ってまいります。当初、今回その件についても議論いたただこうと考えておりましたが、今日は委嘱状の交付など事務的なことにも時間を要す

るため、次回以降の委員会でパブリック・コメントでいただいた意見の整理や議論をいただこうと考えております。

委員： パブリック・コメントで市内の建設関連の業者から要望を出した。過去何十年、業者から要望したことが聞いていただけなかったり、立ち消えになったこともあった。時代の流れで要望も変化してきている。宝塚建設関連業協議会ができた経緯を説明しますと、6 団体（兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚市土木協力会、宝塚市建築協力会、宝塚解放建設業協会、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市造園緑化協力会）とオブザーバーの宝塚商工会議所で公契約条例を作るにあたり、業界の声が聞いてもらえていないことからこの協議会ができた。

そういった経緯の中で、現場の生の声を伝えたいということで要望したところ、今回のこの委員会に参加させていただくことができた。

先生方の意見を聞きながら、行政の立場も踏まえ、我々の生の声も反映した公契約条例を作っていきたい。

時代の流れで状況も変化していくし、先程の議題の中で設計書が不明瞭で業者が積算できないといったこともある。同等品についても我々が 100 万円のもので見積もっていても市は 200 万円のを想定していたとなるとそれで 100 万円の開きがでてしまう、そういった積み重ねで市に対しての不信感がある。県では設計の根拠を明確にされているので、市の一方的な都合で設計積算するのではなく、事後でも構わないのでその根拠を示すなどしてほしい。この場でそういったことも議論できればと思う。

委員長： 元々、この委員会ができた経緯としては、パブリック・コメントでの意見が多岐に渡っていることが発端となっているので、パブリック・コメントで出された意見を精査することは必要であると思います。

今回は初回ということもあり、前提となる基本情報を共有しておく必要があるということで公契約条例の形態を示したということになります。パブリック・コメントで出された意見の精査は次回以降で行うこととします。

委員： 事務局に対しての要望になると思いますが、賃金条項設定型、理念型のそれぞれ導入されている自治体の情報を制定された時期を時系列に一覧表にしてほしい。できれば自治体の人口規模ごとに整理していただければと思う。地域によっても状況が違うと思うのでそういった情報もあればと思う。

委員長： 今ご提案いただいた内容の資料を次回までに作ってください。

委員： 公契約条例は、良い公共サービスをどう提供するのかが一番肝心なことになると思う。私は公募委員ですが、労働組合の立場もあり、社会福祉法人の理事もやっており運営等にも携わっているので、労働者側の立場も事業主側も立場もどちらも分かる部分があって、発注者側のしっかりとした積算や予定価格の設定が必要であるということと働く者が安心して働けるようにということで、公契約条例は理念型ではなく賃金条項設定型の方が良いと思う。実態を踏まえたものにするために色々な話を聞かしてもらえたらと思います。

委員長： その他にご意見はありますか。

委員： 資格要件として、市内業者に限定する法的根拠は。市内業者育成の側面もあると思うが。

事務局： やはり市内業者の育成を前面にだし、市内業者で実施できる案件については、市内業者に発注していくという内部方針です。一方で、公正取引委員会からは、地域要件の設定は行き過ぎたものにならないようにとの見解がでています。市として公契約条例を制定し、根拠とすることができれば、意義があるのではないかと考えています。委員がおっしゃられるように現時点では市内業者に限定発注する明確な根拠は乏しいと思っています。

委員： この条例が市外の業者に対しても適用されるのであれば、理念型のメリットで上げている市内事業者への優先発注は当てはまらないのではないかと。

委員： 資料では賃金条項設定型と理念型のメリットとデメリットと対比しているが、公契約条例を制定することの共通するメリットとデメリットの部分があるように思う。

事務局： 賃金条項設定型は理念型の上位版であると認識しており、理念型に含まれるものは賃金条項設定型にも含まれると考えております。理念型で示しているメリットが賃金条項設定型のデメリットになるということではありません。

委員長： 今頂いた意見については、整理の仕方だと思います。賃金条項設定型と理念型とで共通したメリットがあるので、この資料では誤解を招いてしまいます。整理の仕方に工夫がいる。

その前にいただいた意見で時系列に整理された他市の公契約条例の状況を把握することは、最終的に公契約条例を制定していく上で判断するための分析がいるということだと思います。どこの市がこれを導入しているから導入していきましょうではなく、その導入された背景等も分析して判断していかなければならないと思います。

事務局： 各市の条例制定の背景までは難しいですが、金額設定の決め方等について整理した資料を次回に用意したいと思います。

委員： 宝塚市と同等規模の人口規模の例を示していただければ、参考になると思います。

事務局： 議題1で資料に金額等を表示できていなかった件で、集計ができましたので、お伝えいたします。

市外も参加できる案件が11件で12億2,103万円(50.3%)です。

市内のみ参加できる案件が97件で12億464万円(49.7%)です。

大きな金額の案件については、市外業者が落札していることとなります。

委員長： 議題3の他市の公契約条例の事例については、次回に作成いただく資料と一緒に議論した方が良いでしょう。また昨年の条例案については、パブリック・コメントで出された意見の分析と一緒に議論した方が良いでしょうので、議題3については、次回の委員会で議論することとし、もう少し議題2についてご意見をいただければと思います。

委員： 関西と関東では人間の気質が全然違うので、関西近辺での事例があれば良いと思う。近隣市でも小さな市では参考にならないと思います。

委員： 尼崎市は賃金条項設定型が議会で否決となり、理念型になった。尼崎市の経緯なども分かれば参考になるのではないかと。

委員： 事務局は、京都市や尼崎市の理念型で制定したパブリック・コメントのデータを調べておくべきであったのではないかと。

委員： 地域的な差があるとは思いますが、共通する項目もあると思う。他市では、賃金条項設定型で議会に諮って僅差で否決された事案もある。その時に今回示されているメリット・デメ

リットが論点となった場合もある。取っ掛かり的に、条例を制定されている自治体の一覧を提供してもらって規模や違いなどを検証していったら良いのではないか。なぜか大阪では全く公契約条例制定の動きがない。地域的な差がどうなのかはわからないが、手始めにそういった資料を提供してもらえればと思う。

委員長： 他市の事例を示していただくときに、関西なのか関東なのかの地域と規模を示していただけたらと思います。各委員におかれましてはそれぞれの団体で色々な情報をお持ちになっておられますので、折角集まっていたいでいるので、そういったものも提供頂けたらと思います。

委員： 入札に参加する業者数、土木や建築と色々あると思うが、業者数がわかることによって、地産地消であるとか、地場産業を今後どう持って行くのかをバランスよく考える必要がある。宝塚の業者の数を調べていただいて、参考にした上で、中小とか職人さんをしっかり育成していかないと形にはめてしまっはいけないと思います。できればそのあたりの資料を提供してもらえればと思います。

委員： 職人サイドの立場から、重層下請が問題であると思う。実際に現場に入っている職人の単価が一体幾らなのかということ。二次、三次、四次の下請けとなっていくと大変まずい形となっていく。第2名神が開通したが、7件の死亡事故が発生した。これは現場の所長の経験不足や派遣職員の多さがあると聞いている。東京に公共事業が集中しているので、中堅ゼネコンでも関東に職人が流れて、在阪の公共事業を受けたくても人がいなくて受けられない。職人を育成していくために、単価が大切になっていく。最低賃金でアルバイト的に雇用されても、折角誇りをもって技術をもっている人のことも考えて、公契約条例をいい形で進めて行きたい。

委員長： 急遽、議題3を取り止めたので、多くの貴重な意見を伺うことができた。初回なので、まだまとめることはしませんが、我々に与えられた使命としては、より良い公契約条例を作ることなので、情報を分析し精査していくことが必要となってくる。人口規模や地域性を考慮した資料を事務局に作ってもらおう。2番目に重要なのがパブリック・コメントも含めた現場の声にしっかり耳を傾けることが必要である。その他で大きなテーマとして、どのように宝塚市内の産業を発展・育成させていくのかを示す必要がある。育成との兼ね合いで重層下請のことについても、もう少し踏み込んで議論していく必要がある。

外に意見がなければ、時間の関係等もあるので、本日の委員会の審議はこれぐらいにとどめますが、後で思い出したり、意見等の追加があれば、4月6日までに事務局まで申し出てください。

事務局においては、今回回答できなかつたものは、次回までに回答してください。

事務局から何か報告、連絡事項等がありますか。

事務局： 次回委員会の開催日程ですが、事前に5月のカレンダーを配り、可能な日程を記入して頂いており、集計したところ、5月7日午前10時から12時で、今回と同じ会議室となります。

委員長： それではこれもちまして、本日は散会とします。ありがとうございました。